

宿毛市成年後見制度における市長申立てに係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を市長が行う場合の手続等を定めるものとする。

(対象者)

第2条 認知症高齢者等で市長が審判請求を行う者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象被保険者（以下「特例被保険者」という。）として他の市町村の被保険者である者を除く。）又は市外に居住している本市の特例被保険者のうち、特に市長による審判請求を必要とする状態にある者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 認知症等によって判断能力が不十分なために、日常生活を営むことに支障があること。

(2) 後見開始等の審判の請求を対象者自ら行うことが困難であること。

(3) 配偶者及び2親等内の親族がいない者又はこれらの親族があっても当該親族に後見開始の審判の請求の意思がなく援助を受けることができない者で、次のいずれかに該当する者

ア 3・4親等親族の存在が明らかでない者

イ 3・4親等親族の存在が明らかで、かつ当該3・4親等親族による援助を受けることができない者

(審判申立ての要請)

第3条 次に掲げる者は、前条第1項の各号の規定すべてに該当する者がいると判断したときは、審判の申立てを市長に要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 対象者の日常生活の援助者（親族を除く。）

(3) 老人福祉法に規定する老人福祉施設の職員

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設の職員

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設の職員

- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所の職員
 - (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所の職員
 - (8) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者
- 2 前項の規定による要請は、市長による後見開始等の審判請求に係る要請書（第1号様式）により行うものとする。
- （対象者及び親族の調査）
- 第4条 市長は、前条第1項各号に掲げる者から審判の申立ての要請があったとき、又はその他必要があると認めるとときは、対象者に面談し、対象者の健康状態、精神状態等について調査するものとする。
- 2 前項の規定による調査の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 対象者の健康状態、精神状態及び日常生活状況
 - (2) 対象者の配偶者及び2親等以内の親族の有無
 - (3) 対象者と親族の関係
 - (4) 親族から対象者への虐待や、虐待が疑われる事実の有無
 - (5) 対象者と親族との財産争議の事実の有無
 - (6) 市長が対象者の配偶者又は2親等以内の親族に代わって審判の申立てをするべき事由の有無
- 3 前項第2号に係る調査にあたっては、戸籍、戸籍の附票及び住民票の交付について（依頼）（第2号様式）により、対象者の戸籍謄本等の交付を受けることにより存否を確認するものとする。
- 4 第2項第2号及び第3号に係る調査にあたっては、親族等に対しては、親族の状況について（お知らせ）（第3号様式）により対象者の状況等を通知し、及び親族等意見確認及び同意書（第4号様式）により、親族等自らが対象者の保護又は親族等審判請求を行う意思の有無を確認するものとする。
- 5 市長は、第1項の調査により、市長による審判請求を行う場合には、審判請求に先立ち、次の事務を行うものとする。
- (1) 対象者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと及び対象者が第三者と任意後見契約を締結していないことの確認すること。
 - (2) 対象者の資産、収入等の調査を資産状況調査票（第5号様式）により作成すること。
 - (3) 後見、保佐、補助のいずれの援助を必要としているか判断するため、対象者の診断を医師に依頼し、診断書を徴すること。
- 6 市長は、第1項の規定による調査の全部又は一部を、専門機関等に委託することができる。
- （親族への説明）

第5条 市長は、前条に規定する調査の結果、審判の申立てを行う必要があると判断した場合において、対象者に2親等以内の親族がいるとき、又は3親等若しくは4親等の親族であって審判の請求を行う者の存在が明らかであるときは、当該親族に審判の申立ての必要性を説明し親族による申立てを促すものとする。

(市長審判請求審査委員会)

第6条 市長が審判請求を行うことについての適否等を審査するため、市長審判請求審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、総務課長、長寿政策課長及び福祉事務所長で構成し、副市長を委員長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第4条に規定する調査の結果、審判請求の適否を決定すること。

(2) その他審判請求に係る重要事項に関すること。

(審判請求の決定)

第7条 審判請求に関する決定は、委員会の審査を経て市長が行うものとする。

(審判請求手続き)

第8条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等、その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求費用の負担等)

第9条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求申立費用」という。）を負担する。

(審判請求申立費用の求償等)

第10条 市長は、審判請求申立費用について、対象者に負担させることが適当と判断したときは、市長が負担した審判請求申立費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令（以下「費用負担命令」という。）を審判の申立費用に関する上申書（第6号様式）により家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 生活保護受給者又はこれに準ずる者

(2) 前号に掲げる者のほか、審判費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 市長は、費用負担命令があったときは、市長による審判申立て等に要した費用の請求について（通知）（第7号様式）により、対象者又は対象者の成年後見人等に対し審判費用を求償するものとする。

3 市長は、専門知識を必要とする場合は、審判の申立てに係る業務の全部又は一

部を専門機関等に委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。